

規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年八月二日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―九八六

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一警察本部の部中「秩父、熊谷、深谷、岩槻」を「熊谷、深谷、岩槻」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年八月五日から施行する。